

競技力向上推進体制支援事業 実施要項

1 目的

視察やスカウト活動、会議の実施に係る経費の支援により、組織体制の向上や選手の獲得を目指す

2 実施主体

国民スポーツ大会における正式競技県内41競技団体

3 実施内容

- (1) 高校生を競技レベルの高い大学に進学させるための関係構築を目的とした大学への訪問
- (2) 成年選手のふるさと登録促進や県内就職支援、県外選手のスカウト活動等の実施
- (3) 長期競技力向上計画や単年度計画などに基づいた、各競技団体の競技力向上に関する取組等を検証・評価・再計画するための会議を開催
- (4) 島根県競技力向上対策本部や島根県スポーツ協会が主催する、競技力向上に関する各種会議への参加
- (5) 国民スポーツ大会の先催地や強豪都道府県、中央競技団体等が実施する競技力向上対策事業の視察や、強化担当者を招請した研修会の開催
- (6) その他本部長が必要と認める事業

4 事業の実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5 補助対象

謝金（県外講師）、旅費（交通費、宿泊費及び付随する経費）、役務費、使用料及び賃借料、本部長が特に必要と認める経費

ジュニアアスリート強化事業 実施要項

1 目的

県内小中学生の優秀選手に対する強化活動に係る経費の支援により、島根かみあり国スポ時に活躍できる選手の発掘及び育成を目指す

2 実施主体

国民スポーツ大会における正式競技県内41競技団体の中で、島根県競技力向上対策本部が必要と認めた競技団体

3 実施内容

県内で選抜された小中学生の、県外遠征の実施や島根県競技力向上対策本部が強化のために必要と認める県外大会等及び県内での合宿への参加、指導者招請を実施

4 事業の実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5 補助対象

謝金（県外講師及び県内指導者）、旅費（交通費、宿泊費及び付随する経費）、需用費（食糧費）、役務費、使用料及び賃借料、本部長が特に必要と認める経費

ターゲットエイジ個人指定事業 実施要項

1 目的

島根かみあり国スポにおいて、少年種別の主力となる選手を指定し、重点的に支援することにより、競技力及び意識の向上を図る

2 実施主体

下記 3 (1)及び(2)の要件を満たした上で、島根県競技力向上対策本部（以下、「対策本部」という。）が対象と認めた選手の属する競技団体

3 事業概要

(1) 対象競技

別紙 1 のとおり、島根かみあり国スポにおいて少年種別のある競技のうち、個人種目（シングルス種目、ソロ種目）のある競技

(2) 対象者要件

島根かみあり国スポ時に少年種別の選手として出場する意欲のある者のうち、小学 6 年生時に開催された全国大会において、ベスト 8 以上の成績を収めた中学生

(3) 支援金額

6 万円／年

(4) 支援期間

- ・ 要件を満たした年度の翌年度から中学 3 年生までの継続指定を行う
- ・ ただし、継続指定にあたっては、毎年度競技団体より調査票を提出することとし、島根かみあり国スポに向けた競技力の向上を目指し、競技を継続している者に限る

4 実施内容

(1) 支援対象者として認められた選手に対する県外遠征、対策本部が強化のために必要と認める県外大会等への参加及び県内合宿を実施

(2) 支援対象者として認められた選手に対する競技活動に必要な競技用具（需用費及び備品購入費）を購入

5 事業の実施期間

当該年度の指定を受けた日～令和 8 年 3 月 31 日

6 補助対象

旅費（交通費、宿泊費及び付随する経費）、需用費（消耗品費）、役務費、備品購入費、本部長が特に必要と認める経費

ただし、支援対象者の活動に係る支援に限る

7 その他

- ・ 本事業の実施を希望する競技団体は、別紙 2 「ターゲットエイジ個人指定事業実施調査票」を対策本部へ提出する
- ・ 対策本部は、大会成績等をもとに対象の可否を決定する
- ・ 支援対象者、保護者及び競技団体の承諾が得られた際は、HP 等での選手広報を行う

国スポ強化指定校支援事業 実施要項

1 目的

当該年度国スポで優秀な成績を収めることができる高校生アスリートを育成するとともに、島根かみあり国スポにおいて成年選手として活躍が期待できる選手を育成する

2 実施主体

島根かみあり国スポ強化指定校に指定された県内高等学校、県高体連専門部及び競技団体（別紙）

3 実施内容

- (1) 県外遠征、招請合宿、島根県競技力向上対策本部が強化のために必要と認める県外大会等への参加及び県内での合宿、指導者招請を実施
- (2) 競技力向上、怪我防止、体づくり等のために毎日の練習で必要となる消耗品の購入を支援
- (3) 競技力向上のために必要と認められる分析・解析ソフトの利用

4 事業の実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5 補助対象

謝金（県外講師及び県内指導者）、旅費（交通費、宿泊費及び付随する経費）、需用費（食糧費及び消耗品費（練習付帯経費））、役務費、使用料及び賃借料、本部長が特に必要と認める経費

国スポ選手強化事業 実施要項

1 目的

成年選手や、少年選手の選抜チームの強化活動に係る経費の支援により、当該年度国スポにおいて優秀な成績を収めるとともに、当該年度以降も恒常的な競技力の維持及び向上を目指す

2 実施主体

国民スポーツ大会における正式競技県内 4 1 競技団体

3 実施内容

- (1) 県外遠征、招請合宿、島根県競技力向上対策本部が強化のために必要と認める県外大会等や国スポ本大会の現地会場での合宿及び県内での合宿への参加、指導者招請を実施
- (2) 競技力向上、怪我防止、体づくり等のために毎日の練習で必要となる消耗品の購入を支援
- (3) 競技力向上のために必要と認められる分析・解析ソフトの利用

4 事業の実施期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

5 補助対象

謝金（県外講師及び県内指導者）、旅費（交通費、宿泊費及び付随する経費）、需用費（食糧費及び消耗品費（練習付帯経費））、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費（事前協議で認めた場合に限る）、本部長が特に必要と認める経費

ふるさと選手支援事業 実施要項

1 目的

県外で活躍している、島根県にゆかりのある選手の帰県費用を支援し、成年選手の確保を目指す

2 実施主体

島根県をふるさと選手として登録している県外在住選手で、令和7年度国スポに島根県代表として出場する意志があり、かつ島根県競技力向上対策本部（以下、「対策本部」とする）において活躍が期待できると認めた選手の所属する競技団体

3 実施内容

- ・ 令和7年度国スポ島根県予選会への出場や、競技団体の主催する県の合同練習会へ参加するための経費を支援
- ・ なお、支援の対象となる選手は帰県した際や県の合同練習会参加の際に、必ずジュニア選手などへの指導を行い、島根県選手との交流を実施すること

4 事業の実施期間

令和7年4月1日～当該年度国スポ終了時

5 補助対象

対象となるふるさと選手への旅費（宿泊費及び交通費）、本部長が特に必要と認める経費

6 その他

- ・ 本事業の実施を希望する競技団体は、別紙「ふるさと選手支援事業実施調査票」を対策本部へ提出する
- ・ 対策本部は選手の競技力等をもとに対象の可否を決定する

アドバイザーコーチ招請事業 実施要項

1 目的

演技の振り付けや武道の形などの特殊な指導や、県内指導者では指導が難しい専門的な指導について、県外の優秀な指導者のアドバイスを受けることで競技力の向上に繋げる

2 実施主体

国民スポーツ大会における正式競技県内41競技団体のうち、島根県競技力向上対策本部が対象と認めた競技団体

3 実施内容

アドバイザーコーチによる国スポ強化選手等を対象にした強化練習会を実施

4 事業の実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5 補助対象

謝金（県外講師）、旅費（交通費、宿泊費及び付随する経費）、役務費、使用料及び賃借料、本部長が特に必要と認める経費

世界を目指すアスリート支援事業 実施要項

1 目的

全国トップレベルで活躍している選手の遠征費等を助成することにより、競技力をさらに飛躍させ、オリンピックや世界選手権などの国際大会で活躍できる選手を育成する

2 実施主体

- ・ 国民スポーツ大会における正式競技県内 4 1 競技団体において、近年の国際大会や全国規模の大会で優勝もしくはそれに準ずる優秀な成績を収め、かつ中央競技団体が認める日本代表選手に選ばれるなど、国際レベルで活躍が期待できる選手とその指導者の中で、島根県競技力向上対策本部（以下、「対策本部」とする）が対象と認めた選手の属する競技団体
- ・ ただし、島根県以外に在住している選手については島根県をふるさと選手として登録しており、かつ令和 7 年度国スポに島根県代表として出場する意志がある選手の中で対策本部が対象と認めた選手とする

3 実施内容

世界を目指すアスリートの対象に認められた選手とその指導者は、県外遠征や海外遠征等を実施（県外在住選手の場合は、その指導者は対象とはならない）

4 事業の実施期間

指定を受けた日～令和 8 年 3 月 3 1 日

5 補助対象

謝金（県内指導者）、旅費（宿泊費及び交通費）、需用費（食糧費）、役務費、使用料及び賃借料、本部長が特に必要と認める経費

6 その他

- ・ 本事業の実施を希望する競技団体は、別紙「世界を目指すアスリート支援事業実施調査票」を対策本部へ提出する
- ・ 対策本部は、大会成績等をもとに対象の可否を決定する
- ・ 実施主体は、本事業の主たる財源であるふるさと島根寄附金の主旨を理解した上で事業を実施し、対策本部より実施状況の報告を求められた際は、速やかに報告すること

R 7 中国総体強化支援事業 実施要項

1 目的

令和7年度に中国ブロックで開催される全国高等学校総合体育大会（インターハイ）において、多くの競技で島根県選手の入賞数を増やすため、強化校等を指定し競技力の向上を図る

2 実施主体

島根県高等学校体育連盟からの推薦をもとに、R 7 全国高等学校総合体育大会特別強化指定校及び一般強化指定校に指定された県内高等学校および個人

競 技 種 目 名	R7インターハイ 特別強化指定校		R7インターハイ 一般強化指定校	
	男	女	男	女
	学校名	学校名	学校名	学校名
フェンシング	松江工業高校	個人指定		
登山			松江北高校	松江北高校
空手道			出雲工業高校	松江南高校

3 実施内容

県外遠征や招請合宿、県内での合宿等に係る経費を助成

4 事業の実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5 補助対象

謝金（県外講師）、旅費（交通費、宿泊費及び付随する経費）、需用費（食糧費）、役務費、使用料及び賃借料、本部長が特に必要と認める経費

中学生クラブ創立・運営支援事業 実施要項

1 目的

県内中学校に部活動が設置されていない競技等について、2030 年島根かみあり国スポに向けた中学生の受け皿及び強化の拠点となる中学生クラブの創立・運営に必要な経費の一部を補助する

2 実施主体

国民スポーツ大会における正式競技県内 4 1 競技団体の中で、島根県競技力向上対策本部が必要と認めた競技団体

3 実施内容

(1) 中学生クラブ創立支援事業

県内中学校に部活動が設置されておらず社会体育活動の場もない競技等について、競技団体が島根かみあり国スポに向けた強化拠点として、運営または指定するクラブの新規創立を予定する年度またはその前年度において、クラブの創立に必要な競技用具等の購入費用を支援する

(2) 中学生クラブ運営支援事業

県内中学校に部活動が設置されていない競技等について、競技団体が島根かみあり国スポに向けた強化拠点として運営または指定するクラブの日々の運営に必要な費用を支援する

4 事業の実施期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

5 補助対象

(1) 中学生クラブ創立支援事業 ※補助上限 35 万円

消耗品費、備品購入費

(2) 中学生クラブ運営支援事業 ※補助上限 100 万円

謝金（県内指導者）、旅費（交通費 ※合宿、遠征にかかるものは除く）、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（保険料）、使用料及び賃借料

6 補助要件

(1) 中学生クラブ創立支援事業

- ・ 原則、1 競技団体 1 クラブを対象とし、補助金の申請は 1 度のみとする
- ・ 島根かみあり国スポに向けた強化拠点として、競技団体から指定を受けていること
- ・ 収益事業としてのスポーツクラブでないこと
（※法人又は事業としてスポーツクラブを営む場合は対象外）

- ・ 年間を通じて週 4 日以上の活動をするを目指すこと
- ・ 本事業の実施年度は原則として令和 7 年度までとする

(2) 中学生クラブ運営支援事業

- ・ 原則、1 競技団体 1 クラブを対象とする
- ・ 島根かみあり国スポに向けた強化拠点として、競技団体から指定を受けていること
- ・ 収益事業としてのスポーツクラブでないこと
(※法人又は事業としてスポーツクラブを営む場合は対象外)
- ・ 原則、週 4 日以上年間を通じて活動すること
- ・ 既に活動をしているクラブを指定する場合は、事業活用によるクラブ充実策を提示すること
- ・ 参加者より月額 500 円以上の会費を徴収していること
- ・ 本事業を充当することにより従来からの会費の金額を減額しないこと
- ・ スポーツ教室開催支援事業補助金の対象でないこと
- ・ 令和 9 年度以降については、事業の見直しをすることがある為、持続可能な自立自走クラブとしてかみあり国スポ後も継続して運営できるよう計画・検討すること

7 その他

運営支援事業の補助額の計算について

(補助金の算出方法については、原則として以下のとおり)

- 活動支援額：活動月数 × (加算額 20,000 円 × 平均週当たり日数) + 基本額 40,000 円

(例) 年間 (12 ヶ月) を通じて週 4 日以上活動をする場合。

- ・ 活動月数 (12 ヶ月) × 加算額 (8 万円) + 基本額 (4 万円) = 補助額 (100 万円)

(例) 10 月からクラブを創立して、週 3 日以上活動をする場合。

- ・ 活動月数 (6 ヶ月) × 加算額 (6 万円) + 基本額 (4 万円) = 補助額 (40 万円)